

令和 8 年 6 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和8年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和8年6月26日（金）午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	2番	小林 節夫	3番	橋本 茂一
	4番	武井 茂善	5番	中川 敦
	6番	久保 節夫	7番	松田 和久
	8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
	10番	矢嶋 壽司	11番	御子柴清市
	12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
	14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
	16番	松尾 英志	17番	濱 博
	18番	齋藤 勝幸	19番	奥原 邦義
	20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
	23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
	25番	山田 久子	26番	村山さえ子

(2) 推進委員 6人	推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
	推5番	百瀬 文仁	推7番	上杉 壽和
	推16番	丸山 貴久	推18番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人	1番	百瀬 泰紀	22番	古畑 英俊
(2) 推進委員 12人	推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
	推6番	赤羽 武史	推8番	石川 克彦
	推9番	横山 竜大	推10番	手塚 稔幸
	推11番	中野 浩史	推12番	横山 泰治
	推13番	清水 麻未	推14番	原口 知明
	推15番	平林 章司	推17番	太田 稔

5 議 事（農業委員に関する事項）

(1) 議 案

- ア 補欠委員の議席の決定……………（議案第48号）
- イ 補欠委員の専門委員会委員の選任……………（議案第49号）

6 議 事（農地に関する事項）

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
……………（議案第50号～第52号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第53号）

- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第54号～第63号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第64号～第66号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第67号～第72号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第73号～第77号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和8年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	田中 隆利
		//	局長補佐	草田 崇博
		//	係 長	田中 貢治
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	石坂かほ里
	農政課		課長補佐	中 郷 一生
	//		主 事	木村 良
	//		主 事	小林 みか
	松本農業農村支援センター		係 長	山戸 香織

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 24番 上條信太郎 委員
- 25番 山田 久子 委員
- 〔書記〕 田中局長補佐、田中係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第沿って議事を進めてまいります。
初めに、議案第４８号 補欠委員の議席の決定についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中補佐。

田中局長補佐 それでは、資料の１ページをご覧ください。
議案第４８号 補欠委員の議席の決定になります。
１の要旨ですが、記載のとおりとなっております。
議席番号ですが、３番をお願いしたいと思います。
関係法令につきましては、松本市農業委員会総会会議規則第６条、委員及び松本市農地利用最適化推進委員の議席は、会長が会議に諮って定め、各議席に番号標をつけるとなっておりますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第４８号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第４９号 補欠委員の専門委員会委員の選任についてを上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中補佐。

田中局長補佐 それでは、続きまして資料の２ページをお願いいたします。
議案第４９号 補欠委員の専門委員会委員の選任について説明いたします。
１の要旨、それから２の専門委員会の委員の所属状況は記載のとおりとなっております。
３の所属する専門委員会は、橋本委員の意向もあり、農業振興委員会をお願いしたいと思います。
根拠法令につきましては、松本市農業委員会専門委員会設置規程に基づきまして、第５条になりますが、委員は、会長が農業委員会の総会に諮ってこれを選任するとなっておりますので、ご審議のほどをお願いいたします。
また、任期につきましては、第４条第２項にありますとおり、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となりますので、よろしく

お願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第４９号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、橋本委員、挨拶をお願いいたします。

橋本農業委員 お疲れさまでございます。
私、本郷地区を担当するということで委任をされました橋本茂一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
前任の柳澤委員の後を引き継ぐという形になりまして、任期は１年余りでございますけれども、何も分かりませんが、ご迷惑にならないように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長 ありがとうございます。一緒に頑張ってみましょう。
続きまして、議案第５０号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたしますが、本日、古畑委員が欠席のため、議案第５２号についても併せて上程いたします。
初めに、新規就農者について地元の委員から説明をお願いしますが、別冊１ページをお願いします。
１番の〇〇さんですが、今井の案件になりますので、僕のほうから説明申し上げますけれども、既に山形村で、そこに記載してあるとおり、長芋、ズッキーニ、白ネギを一定規模栽培しておりまして、真摯な方で、積極的な栽培をやっておられる方と面接した中で感じましたので、報告を申し上げます。
よろしいですかね。
それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。
石坂主任。

石坂主任 特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。
別冊資料の１ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第50号です。
3ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数100筆、貸付人71人名、借受人55名、権利設定面積
16万5,757平米となります。

議案第50号は以上となります。

続きまして、別冊資料の4ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第52号です。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積991平米となります。

議案第52号は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第50号及び52号について、原案どおり決定することに賛成の農業
委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第51号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴
取する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりま
すので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、丸山委員
には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長

事務局から説明をお願いいたします。

石坂主任。

石坂主任

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、
第51号です。

4ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数5筆、貸付人2名、借受人2名、権利設定面積2,221平米となり
ます。

議案第 5 1 号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第 5 1 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 5 3 号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進
計画要請の件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 別冊資料の 5 ページをお願いいたします。
議案第 5 3 号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件、
説明をいたします。
合計のみ申し上げます。
件数 3 件、筆数 4 筆、合計面積 9, 9 0 5 平米となります。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 5 3 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第54号から63号、本冊に戻っていただきます。農地法第3条の規定による許可申請許可の件、10件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、本冊資料の5ページをお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請許可の件、説明いたします。

議案第54号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第55号は、農業経営規模拡大ため、所有権移転をするものです。

議案第56号、57、58は、いずれも新規就農のため、所有権を移転するものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。

議案第59号は、農地経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

議案第60号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

7ページをお願いいたします。

議案第61号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第62号は、隣接自己所有農地と一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第63号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上10件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。ご審議をお願いいたします。

議 長

地元の委員の方の意見を伺います。

議案番号54番、塩原委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 ○○さんは新規就農者なので面談を行いまして、また耕作する土地も見てきたんですけれども、今お持ちの農機具はトラクター1台。面積は小さいんで、自家用野菜か直売所に出荷の規模になるんですけれども、そのほかの農機具については、中古品でもいいから買い入れてやるようにという話をしてきました。

それから、55番の○○さんですけれども、この方はもう農業をやっておりますし、心配のない方だと思います。

以上です。

議 長

続きまして、56号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

今回のこの譲渡人、○○さんと○○さんはいとこ同士ということで、この○○さんのお母さんが○○さんのお父さんのほうからずっと農地を借りて野菜を作っていたという経過があり、今回売買ということではありますが、

お母さんは83歳ということで、現在、耕作しておりますけれども、自家用消費ということで、野菜と、あと桃の木とリンゴが植わっているということで、今後、〇〇さんが主になって耕作していくということで、経験3年ぐらい〇〇さんあるようでありますので、問題ないというふうに思います。

議長 続きまして、57号、河西委員、お願いします。

河西農業委員 〇〇さんですね、今回新規就農される〇〇さんですが、既にこの土地で何年間か営農してまして、機械等も耕運機ですとか、家庭菜園的な農業をしていくということで、特段問題ない案件かと思います。

議長 続きまして、58号、松田委員、お願いします。

松田農業委員 〇〇さんですけれども、現在、大町のほうにご在宅ですけれども、今回、山が見える中古住宅を欲しいということで、中山に中古住宅を探したということで、それに隣接する農地ということでもありますけれども、そこも一緒に購入して、そこで自家用野菜、またハーブ等をやりたいということでありますので、先般面接いたしましたけれども、やる気がありますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、59号、武井委員、お願いします。

武井農業委員 59号ですけれども、譲渡人の〇〇さんですけれども、農地を相続したわけですけれども、高齢で耕作が困難ということで、近所に住んでいる〇〇さんがこの農地を取得することになったものです。この〇〇さんは、東日本大震災で松本へ移住しまして、〇〇に住んでいるということで、新規就農してブドウ栽培に携わっておりまして、現在では1.3ヘクタールのブドウを栽培しております。今年から〇〇の部会長ということで、地域のリーダーとして活躍している方でございますので、何ら問題ないと思います。

次の60番ですけれども、〇〇さんですが、新規就農ということですが、実は〇〇さんですけれども、住宅に隣接する農地を持っておりましたが、施設に入ってしまったということで、引継手を探していたところ、〇〇さんがこれを取得するというものでございます。自宅のすぐ隣にある菜園でございまして、自家用野菜を栽培していきたいということでございますので、農地保全の観点からも問題ないと思われますので、よろしくお願い致します。

議長 続きまして、61番、原委員、お願いします。

原推進委員 61番、〇〇の〇〇さんですが、〇〇さんが遠方のため、農地を購入して

規模拡大ということですが、長年ここで〇〇さんも〇〇地区でたくさん農地を耕作していらっしゃいますので、問題はないかと思います。

議長 それでは、続きまして62号、久保委員、お願いします。

久保農業委員 この〇〇さんの土地なんですが、昨年11月に移住してきて古民家を買った〇〇さんという人がいて、その人が全部買ったんですが、ここに書いてありますように、別の〇〇さんですけれども、その人が作っているところに水田ありましたんで、代わりに〇〇さんに直接売買するようにアドバイスした結果、ようやくそれが実ったということで、いいことだと思っています。
以上です。

議長 続きまして、63号、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんと〇〇さんの家は隣同士ということで、〇〇さんが相続しましたけれども、今、〇〇県のほうに家を建てて暮らしていて、〇〇地区に戻ってこないということでもあります。〇〇さんが隣でありますので、売買しても問題ないかと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
藤井さん、ささいなことなんでしょうけれども、62番の申請理由が隣接自己所有農地と一体利用というふうに書いてあるんでしょうけれども、基本的には規模拡大という意味になる。

議長 藤井さん、お願いします。

藤井主任 今回、申請理由が隣接自己所有農地と一体利用です。これは、申請書に書いてあるそのままのとおりですが、会長おっしゃられたとおり、隣接自己所有農地と一体利用して経営規模拡大という意味で捉えていただいて間違いないと思います。
以上です。

議長 別に項目を整理して、そういうような書き方がひな形であるから、こういう書き方をしたいということ。

藤井主任 はい。

議長 そうのことだそうですので、ひな形の申請事由の中のそういう項目としてこれがあるそうです。
何かこの案件について質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、10件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第54号から63号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することといたします。
続きまして、議案第64号から66号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書の9ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第64号、転用目的は駐車場となります。こちら、追認案件となります。
続いて、議案第65号、転用目的は農業用倉庫です。こちらは農振の用途変更済みの案件となります。
続いて、10ページをお願いいたします。
議案第66号、転用目的は住宅敷地です。こちら、農振除外済みの追認案件となります。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方の意見を伺います。
64号、松尾委員、お願いします。

松尾農業委員 8ページの写真にあるとおりです。小屋みたいな駐車場があるんですけれども、そのところにもう砂利敷いてありまして、もう畑として全く使えないと。追認案件として、もうしようがないだろうなということでもあります。
以上です。

議長 続きまして、65号、中川委員、お願いします。

中川農業委員 ○○さんですが、地域の中で手広く水田を営んでいらっしゃる方で、地域の中で水田の引受手としては、もう数少ない面積をこなされている方のお

一人です。トラクターとかコンバインとかこのそばになくて、ちょっと遠い自宅そばに置いてあるんですが、大変不便であるというお話は前から聞いておりまして、このたびこういういきさつになったという次第であります。問題ございません。

以上です。

議 長

続きまして、66番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

66号ですけれども、今回、〇〇さんが自己所有の農地、6筆、968平米を住宅敷地として追認で転用を行いたいという案件でございます。場所は〇〇の集落内で、〇〇公民館の北へ400メートルほど行った集落と農用地区域が隣接するような場所になります。写真を見ていただくと分かるかと思いますが、当該農地に対しまして、昭和40年代初頭から50年代にかけて農業用倉庫の建築や自宅の増築が行われておりました。その際、当時の所有者であります〇〇さんの亡き夫が、農地法等の手續の認識がないまま、右の下の写真にありますとおり、倉庫へ向かう通路、これも含めまして利用してきてしまったものだということのようでございます。今回、相続の手續に当たりまして、土地境界を確認したところ、違反事実が判明したため、是正したいという申出でございます。

比較的大きな面積なんですけれども、リンゴ農家の施設として必要な倉庫でありまして、本件における転用は本当にやむを得ないかなというふうに考えております。

なお、周辺の農業に与える影響はないかなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた委員の方のご意見を伺うわけですが、本日、古畑委員が欠席されていますので、メッセージを事務局が預かっておりますので、藤井主任にお願いいたします。

藤井主任

それでは、議案第64号ですが、こちら、古畑委員さんのご意見を代読させていただきます。

議案第64号については、〇〇集落内であり、先代の頃から駐車場として使用されていたと思われるかなり古い駐車場のような状態で、今後農地として使用するにも、面積も36平米と小さい面積であるため、追認はやむを得ないと考えます。

続いて、議案第65号、こちら、広く農業を担っていらっしゃる方の農業用倉庫ということで、道路及び住宅に挟まれた土地であり、隣接した農地には影響がないと考えます。今後に期待したいと思います。

続いて、議案第66号、農振除外済み追認案件として、果樹農家として経営し、農業用倉庫が建てられている現況を確認しました。追認はやむを得

ないと思います。
以上になります。

議長 ありがとうございました。
 続きまして、全体を通じまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
ご発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、3件について
集約いたします。
 農業委員の皆様には伺いますが、議案第64号から66号について、原案ど
おり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
 続きまして、議案第67号から72号 農地法第5条の規定による許可申
請承認の件、6件について上程いたします。
 事務局から一括説明をお願いいたします。
 藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書の11ページをお願いいたします。
 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明いたします。
 議案第67号、転用目的は住宅です。こちら、農振除外済みの案件となり
ます。
 続いて、議案第68号、こちらも転用目的は住宅、そして農振除外済みの
案件となります。
 続いて、議案第69号、転用目的は住宅（特定建築条件付土地）です。
 続きまして、議案第70号、こちらも転用目的は住宅（特定建築条件付土
地）となります。
 12ページお願いいたします。
 議案第71号、転用目的は駐車場です。こちらは追認案件となります。
 続きまして、議案第72号、転用目的は住宅となります。
 以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
 一般基準等の各基準を満たしていると判断しております。よろしく願い
いたします。

議長 それでは、地元の委員の方の意見を伺います。
 67、68、69、濱委員、お願いします。

濱農業委員

67番ですが、12ページを見ていただいて、現地確認写真の奥のほうが松本市の水道局の庁舎で、この東側に水道局の駐車場がありまして、その隣接の田んぼの一角を転用するというございまして、残る周りの農地は自分の農地が残るだけで、特段よその農地に影響が出るというほどではないですが、自分の農地が若干日陰になるかなということをございます。

いい農地なんです、ほかになれば、致し方ないかなというふうに考えます。

次に、68番ですが、これも奥のほうに住宅があって、この住宅が一番最後の住宅で、その隣接に建てるということをございます。これも農地的にはいい農地ですが、ほかになれば、致し方ないかなというふうに考えます。

続きまして、69番ですが、ちょっと写真見ていただくと、建物部分がどうなっているか分からないくらい草木が覆い茂っておりますが、手前の住宅部分というところに以前住宅があって、人が住んでいたんですが、これが今、ちょっと空いていて、放棄状態というようなことで、続けてあるその農地部分も、一段ちょっと低くなっておるところにこれだけの農地があるわけなんですけれども、ちょっと草で隠れて分かりませんが、若干宅地部分よりは低いところ、それで奥のほうにちょっと大きい木が見えますけれども、その裏側は圃場整備をやった農地がずっと広がっておりまして、いい農地なんです、ここは圃場整備に入らなかったものですから、宅地の中の取り残され農地というような形で、耕作がしてないようで、これもやる人がいないというようなことあれば、もう耕作できないので、この機会にというようなこともありましたけれども、致し方ないかなというふうに考えます。

以上です。

議長

それでは続きまして70号、細江委員、お願いします。

細江農業委員

70号ですけれども、〇〇の〇〇という集落内にあって、左右は住宅が建っておりまして、南側も水田になっておりますけれども、やむを得ないというふうに見てまいりました。

以上です。

議長

続きまして、71号、松田委員、お願いします。

松田農業委員

71号ですけれども、筆数は非常に多いんですけれども、面積的には718平米ということになります。この件については追認案件ということですが、かつては倒産しました〇〇会社の資材置場というようなことで、違反転用があったわけでありまして、周りはほとんど原野になりそうということで、あまり利用することがないだろうということで、追認案件でありますけれども、やむを得ないというふうに思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、72号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

今回、〇〇さんが農家分家住宅の建設のため、母である〇〇さん所有の農地281平米を使用貸借により転用を行うという案件です。場所は、写真の右側の道路が主要地方道鍋割穂高線なんですけれども、この沿線沿いで、〇〇神社から北へ500メートルほど上った集落内の一角という場所になります。当該農地は、三方を道路に囲まれた500平米ほどの狭小な三角地の農地の一部を今回281平米転用するという計画です。リンゴ園だったようなんですけれども、現在、リンゴは植わっておらず、トレリスのみ放置されており、管理だけされている状況。

議案書のほうは住宅ということなんですけれども、申請書を確認したところ、農家分家住宅という記載でありました。母親と同居して農業を手伝っている〇〇さん家族が隣接する畑に分家として住宅を建築するという内容でありまして、後継者じゃないのかなと思ったところ、後継者は〇〇さんの妹が、別居しているんですけれども、その方が農業後継者なんだということなので、〇〇さんは農家分家で出るという話だそうです。本件農地が転用されても、周辺に与える影響は特にないと思われまますので、やむを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。
それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

議 長

それでは、現地を見ていただいた古畑委員が本日欠席しておりますので、藤井さんからメッセージを言っていただきます。
藤井さん。

藤井主任

それでは、古畑委員のご意見を代読したいと思います。

議案第67号、島内ですが、松本市の上下水道局の東側にある職員駐車場の隣接地で、住宅と農地が混在しているようなエリアかつ松本インターから300メートル以内に入るとお聞きしました。農振除外済み案件であることから、やむを得ないと考えます。

議案第68号、島立ですが、〇〇のはす向かいの田んぼの一部を農家分家にする計画ということで、農振除外済み案件であり、やむを得ないと考えます。

続いて、69号、島立ですが、こちら、申請地については、道路側に宅地があり、宅地は朽ち果てた倉庫、長年利用されていなかった宅地であり、それに付随して、農地についても手が入っていなかった状態かと思われる。隣接する農地には影響がないことから、やむを得ない転用と判断します。

続いて、議案第70号、新村ですが、〇〇学校の〇〇の集落の中に位置し、

南には広く農地が広がっているエリアで、隣接地には住宅もあり、住宅と宅地に挟まれた農地となっています。周辺の農地に影響がないので、やむを得ないと考えます。

議案第71号、中山ですが、斜面に位置し、周りには農地はなく、水路等もなく、農業には不向きな土地である。先代から別事業者に貸していた経過もあり、追認案件としてやむを得ない考える。

72号、梓川梓、今までは果樹園として利用してきた土地であるが、三方向を舗装路に挟まれており、形も悪く、農家分家としたい意向として、やむを得ないと見られる。周辺の農地に影響はないと判断します。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

これ、藤井さん、71なんだけれども、これ、ずっと違反転用だったんですか。違反転用を追認するってというような理解でいいですか、これは。

藤井主任

今回の事業者さんの違反ではないんですが、事務局としても状況を把握したのは最近です。状況とすると、本当にかんりの昔から、いろいろな事業者さんが駐車場だったり資材置場で使ってきて、今回、直近で使っていた業者さんが倒産をされて、今、砂利敷きの空き地みたいな状態です。そこを転用、新たに取得したいという方が来まして、ただ、現況を農地に復旧できるかという、なかなか難しい見方になっているので、今の状態のまま、新たな方は追認として、農地に復旧せず、そのまま使わせてほしいというふうな追認案件になりますが、違反行為者による追認案件ではないという形です。

議 長

久保委員。

久保農業委員

原則、藤井さん、駄目なんでしょう、そういうのは何年か置かないと。違反転用したのが分かった段階で、しょうがないじゃなくて、元に戻させて、3年ぐらいたったらオーケーしてやろうというのが本音じゃないの。

議 長

藤井さん。

藤井主任

原則論は、農地に復旧というのが原則だと思います。その中で、周辺の状況ですとか、年数というところではなくて、もともと申請すれば許可ができたものなのか、あとはどうしても必要なものなのか、あとは現況の復旧の難易度という、できるのかというところですが、そのあたりを、市の意見をもろんつけるんですが、その意見を県に上げて、県に判断をいただいて、そのままの状態ですっていいかどうかということで追認の協議は現状しております。

久保農業委員 また何かあったら、そういうようになるか。

議 長 白地というのと2種農地という関連もそこへ当然出てくると思いますよ。
青地のところへそういう違反転用で資材を置いてあるって、それを追認っ
ていうことはあり得ない。

久保農業委員 なるほど。

議 長 これはもう根本的に違反状態を解消してもらわなきゃいけない。ただし、
これは白地だということと、2種農地ということと、今それぞれの要件に
合致するから追認というふうに出てきたということでもいいんですか。

藤井主任 あくまでも個別案件になるので、個別にご相談をいただきながらの判断に
はなるかと思います。

議 長 それと、72号のさっき言った一般住宅とその辺の申請内容が、農家住宅
とのそういうふうな割り振りというか、その辺はどうなんですか。
藤井さん。

藤井主任 72号ですが、都市計画法上は農家さんの分家でないと建てられない。な
ので都市計画法上は恐らく農家分家という申請になっているかなと思いま
す。農地法の申請の中では、あくまでも住宅というもの、誰が住むという
ことはあまり審査には関係なく、用途が住宅であるかどうかというところ
だけになりますので、長野県のほうからの指導もありまして、最終的な許
可証なんですが、農家分家として建てるおうちでも一般の方が建てる住宅
でも、許可証としては住宅という形で、農地法の許可証には両方とも同じ
目的で住宅という形で許可が出ますので、農地法の申請自体は住宅という
ことで、長野県の指導もあり、まとめさせていただいています。

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、
6件について集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第67号から72号について、原案
どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員多数ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第73号から77号 引き続き農業経営を行っている旨
の証明願承認の件、5件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井さん。

- 藤井主任 それでは、議案書の１３ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をいたします。
議案第７３号、島内にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案第４５号、笹賀にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
続いて、１４ページをお願いいたします。
議案第７５号、寿北にお住まい〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第７６号、里山辺にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
１５ページをお願いいたします。
議案第７７号、梓川倭にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員の方の意見を伺います。
７３号、松尾委員、お願いします。
- 松尾農業委員 このとおりです。水田２筆、それから〇〇番地、ここにつきましては、水田と畑を２つに割って、ビニールハウス２棟と、それと野菜を作っているという状況です。相違ないことを報告します。
以上です。
- 議 長 それでは、続きまして７４号なんですが、今井の分も含めまして、矢嶋委員、お願いします。
- 矢嶋農業委員 笹賀〇〇からその横に行きまして〇〇まで、これについては自宅の東側で、セルリを作っておりまして、ハウスがびっしり建てられておりまして、耕作されておりまして、問題はございません。
それから、その下の笹賀〇〇と〇〇については、リンゴ園ということで、果樹栽培しております。これも間違いありません。
それと、あと今井の〇〇と〇〇については、畑として使われておりますので、全て農業に携わってということで、問題ないと思います。
- 議 長 続きまして、７５号、河西委員、お願いいたします。
- 河西農業委員 全ての農地において営農が適切に行われていることを確認してきました。
以上です。
- 議 長 続きまして、７６号、中川委員、お願いします。
- 中川農業委員 里山辺の〇〇さんの御自宅の隣が当該農地であります。昨日見てきました。いろいろな野菜をきれいに作っておられました。農地として間違いなく活

用されていらっしゃると思います。

以上です。

議 長 続きまして、７７号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 今回申請のありました全ての農地について、水稻、それから小麦の作付がされていることを確認してまいりました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見ないようですので、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、５件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第７３号から７７号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認すること決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
藤井さん。

藤井主任 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料１６ページからご覧ください。
１６ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、７件、１７ページをお願いします。農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、１０件、１８ページをお願いいたします。農地法第４条の規定による届出の件、２件、１９ページをお願いします。農地法第５条の規定による届出の件、４件、２０ページをお願いします。農地法第４条の規定による農業用施設届出の件、１件。
以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告事項について報告がありました。
委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

 農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで休憩をしたいと思います。

 再開は35分にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。

 休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

 まず、報告事項のア、令和8年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

 農政課から説明をお願いいたします。

 小林主事。

小林（農政課）主事 農政課の小林と申します。

 令和8年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

 着座にて失礼いたします。

 それでは、資料の21ページをご覧ください。

 報告事項に移ります。

 まず、認定農業者制度の概要は資料2番のとおりです。

 複数の市町村で営農を行っている者につきましては、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

 次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和7年4月に告示され、所得目標が見直されました。数値につきましては、資料の表のとおりです。

 審査方法につきましては、原則年4回審査を行い、松本農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

 続いて、資料22ページをご覧ください。

 今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人4件、再認定が個人6件、法人5件、共同1件の計12件となります。

 以上16件について、全件承認されたことをご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

 ただいま農政課から説明がありました。

 これに対しましてご意見、ご質問ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただ今の説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてに入ります。事務局の説明をお願いいたします。

田中補佐。

田中局長補佐

それでは、資料の２３ページをお願いいたします。

報告事項、主要会務報告並びに当面の予定について説明いたします。

まず、報告ですが、６月２日、全国農業委員会会長大会、それから長野県選出国會議員への要請懇談会へ会長が出席しております。

６月８日、中信地区常設審議委員会へ会長が出席しております。

また、同じ日ですが、長野県農業委員会女性協議会松本支部定期総会へ二村委員、山田委員、清水委員、原委員、村山委員が参加をしております。

６月１２日、西部ブロック研修会に関係農業委員さんが参加しております。

６月１５日、長野県農業者年金推進協議会代議員総会、それから常設審議委員会へ会長が出席をしております。

６月１８日、長野県農業会議第１１回通常総会へ会長が出席しております。

６月２２日、農地転用現地調査へ古畑委員、山田委員が行っております。

６月２６日、本日ですが、農業委員辞令交付式へ橋本委員、会長が出席しています。

この後、第３回情報・研修委員会、農業振興委員会が開催されます。

本日、長野県農業委員会女性協議会の監査に二村委員が出席しております。

２４ページをお願いいたします。

当面の予定でございしますが、記載が漏れていて大変申し訳ありませんが、７月７日、北東部ブロックの研修会が開催されます。関係農業委員さんが出席いたします。

７月８日、中信地区常設審議委員会へ会長が出席します。

７月１５日、常設審議委員会へ会長が出席いたします。

７月２４日、農地転用の現地調査につきましては、二村委員、上條委員をお願いいたします。

７月３１日、７月の定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

また、同じ日にそれぞれ研修委員、農業振興委員が開催されますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問、意見……、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 会務報告の中で、河西部のブロック研修会が落ちていますので、追加し

てもらいたいと思います。

田中局長補佐 大変申し訳ありませんでした。

議 長 ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
主要会務報告並びに予定については承知おきをお願いいたします。
それでは、報告事項は終了いたしました。
引き続きまして、その他の項目に入ります。
まず、農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）係長 皆様、お世話になっております。松本農業農村支援センターの山戸と申します。

別冊で令和8年6月松本市農業委員会定例総会資料というものがありますので、そちらをご覧いただきたいんですが、こちら、セットになっているものと、あと1枚のもの、スマート農業実演会というチラシが、ひとつあるのですが、お手元にありますでしょうか。

では、まずホチキス留めされているほうからご説明させていただきます。

まず、2026年の気象ですとか主要作物の生育概況ということで、2ページから4ページになります。

向こう1か月の気温については、平年並みか低く、降水量も平年が多い予報というふうに気象庁のほうで出ています。

水稻なんですけれども、生育予測では、コシヒカリは平年6日程度、あきたこまちについては、平年比4日程度前進しているというふうに見込まれております。

また、野菜・花卉については、一部害虫ですとか発生が前年に比べ多くなっているものもありますので、早期発見ですとか、早期防除の徹底をお願いします。

また、細かい品目ごと、確認して内容を見ていただければと思います。

こちらの品目のところでも、ブドウのところポツの3つ目で、塩尻、洗馬、今井等えそ果の発生が見られるということで書いてあるんですけれども、それについて、次、5から6ページの資料でご説明させていただきます。

ぶどうえそ果の蔓延に注意しましょうということで、そちら、塩尻市の昨年、おとし行った研修会で配った研修会で配ったものになるんですけれども、管内でブドウのえそ果という病気が増えてきております。本病害は、感染ですとか発病すると、大きく減少ですとか、木が伸びなくなってしまうというようなことがあります。

品種によって特徴が現れないものもあります。巨峰系は、かなりひどい症

状が出るんですけれども、デラウェアですとか欧州系に関しては、症状が現れないけれども、感染してしまうというものになってきます。

産地を維持するためにも、媒介者となるのがブドウハモグリダニということがもう特定されておりますので、そちらの防除を徹底しましょうということで記載させていただいております。

防除は、もう時期としては来年度のお話になってしまうんですけれども、石灰硫黄合剤が一番効くというお話で、もう既に出ておりますので、またちょっと変な症状がブドウで出ているよというようなことがありましたら、きつとこれだよというお話をいただくとともに、また農協さんですとかに情報提供をしていただくようによろしく願いいたします。

3つ目なんですけれども、7ページになります。

農作物の盗難防止強化期間が始まりますということで記載させていただいております。

7月1日から11月30日は、農作物の盗難防止期間となります。7月1日にJA松本ハイランドの波田支所のスイカ共選所にて農作物盗難防止期間のスタートセレモニーというものを県主催で行うこととなっております。もしお時間ある方がいましたら、少しのぞいていただいてもいいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、これから見回りですとか、不審者の確認等、被害の未然防止を図られるようによろしく願いいたします。

4つ目に関しては、熊の注意喚起ということなんですけれども、今年もかなり出ておりまして、5月以降はツキノワグマ出没注意報というものが出されているところです。引き続きごみ出しですとか、熊を寄せ付けないような対策をしていただくとともに、数人行動ですとか、目撃情報の共有というところで徹底をお願いします。

5つ目になるんですけれども、最後、10から12ページです。

ちょっと内容的に古くなってしまったんですけれども、7号、8号、今近づいているところです。雨のピーク、少し過ぎてしまったところではあるんですけれども、気象庁のお話では、まだ断続的な雨等降る予報となっている、降る可能性があるというふうにおっしゃっていますので、引き続きちょっと注意していただくとともに、もし排水ですとか、長芋での陥没ですかね、そういうようなこと、被害発生した場合は、農協さんですとか、市役所ですとかご連絡いただくようお願いいたします。

また、対策等、農協さんと協力して私たちのほうもお伺いして指導する等やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、1枚紙の実演会の知らせというものを見ていただきたいんですが、7月28日にスマート農業の実演会、果樹の実演会ということで、今井で開催させていただきます。共催ということで、松本市の農業技術者連絡協議会と共催という形でやらせていただきますので、ぜひとも来ていただければと思います。

これまで水稻ですとかの実演会はあったんですけれども、今回は果樹の機械ということで圃場でやらせていただきますので、ぜひとも皆さんお越し

いただくようによろしくお願いいたします。
以上となります。

議長 ありがとうございます。
何か質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 そういうことですので、またご理解をよろしくお願いします。
それでは、続きまして遊休荒廃地対策事業について説明をお願いいたします。
木村主事。

木村（農政課）主事 農政課の木村です。荒廃農地対策事業についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。

資料については、別冊でお配りさせていただきました「荒廃農地対策事業について」というものが1枚目で、おめくりいただいたカラーのもの、こちらが荒廃農地対策事業ということで、国の事業になります。

めくっていただいて、3枚目以降が松本市で行っている遊休荒廃農地対策事業の要綱になります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、事業の概要について、こちら、簡単にまとめたものにはなるんですけども、ご説明いたします。

向かって左側が荒廃農地対策事業ということで、国の事業になります。右側が松本市の遊休荒廃農地対策事業ということの欄になっております。

こちらの制度、対象者は、国の事業については、農地所有者、耕作者になります。市の事業は、耕作者または農地取得見込者等になります。

対象地については、国の事業は、農振農用地地区区域内の農地、青地です。地域計画の範囲内にある再利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等で、解消事業費が200万円未満のもの。市の事業については、2年以上耕作されていない農地等になります。

支援内容についてですが、国の事業が、土壌改良、耕起等荒廃農地再生等に係る整備費用、またここが市と大きく違うところになりますが、区画整理、農業用排水施設の簡易基盤の整備費用に対しても支援をします。市の事業については、自己の耕作のために復元に要する経費となります。

補助金額ですが、国の事業が補助率2分の1、松本市ですと、諸条件ございますが、1アール当たり7,000円以内になります。

実施要件は、いずれも5年以上継続して耕作すること等になっております。

いずれについても、申込みについてですが、国の補助事業は令和9年度以降の事業が対象になっております。

いずれについても、条件の確認等ぜひしていただきたいと思いますので、まずは農政課にご相談をいただければと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま農政課から遊休荒廃地対策の事業、国と市の立てつけのものの説明がありました。
また、それぞれ農地パトロール、ご厄介をおかけしますが、その後の関係もぜひ利用していただきたいと思います。
質問、ご意見等あったら、この機会ですので、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
情報としてお含みおきをいただきたいと思います。ありがとうございました。
これは、国の事業だといつまでですか。締切りとかそういうのがあるんですか。令和9年度事業についての申込み。

木村（農政課）主事 すみません、令和8年度につきましては、この6月10日で締切りがございました。令和9年度についても、恐らく、来年の6月頃募集の締切りがあると思いますので、ぜひそのタイミングでこちらの事業計画を立てて、国のほうには申請をしたいというふうに考えております。

議長 補助が200万円と定額ということじゃないですか。

木村（農政課）主事 200万円未満に対して2分の1の補助になります。

議長 事業費が200万円未満で、その半分の補助という内容のようです。
これ、市と一緒にではできんわね。市の7,000円と。

中畠（農政課）補佐 農政課の中畠と申します。
市の事業については、並行して行うことはできないです。そういうことは想定してないんですけれども、今後、この国の事業の中で、市が何らかの支援をしていくかどうかというところについては、またちょっと検討していきたいと考えています。

議長 そういふことですので、金額的に国の方が大きいんですが、やっぱりそういふことで、市もそこへのせるといふことも想定しているという理解します。
ということですので、お願いします。

中畠（農政課）補佐 事業自体は、国が5年間っていうことで限定して事業をするということで、8年度が初年度で、9、10、11、12、の5年間事業を行っていく。ただ、緊急だったんですけれども、皆さんにお知らせをした。

もしこの後、国の事業をご要望いただくということであれば、来年6月にまた要望調査が恐らく来ると思いますので、それが9年度分ということになります。なので、これから10か月はまだ余裕があるということになります。

また、その次の年は、またその次の年の6月というような感じの流れになっていくだろうというところになりますので、そういった解消農地等があれば、そのどこかのタイミングの年度で一緒に取り組んでいくというような流れでやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長

いいですか。

倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

すみません、先ほどご説明いただいた1枚紙の市の事業と国の事業を並べていただいたものがあるんですけども、やはりこれを見ると、書いてあるとおりだと思うんですが、対象地が市の事業だと2年以上耕作されていない農地で、農振、青も白も関係ないということです。それで、補助金額も1アール7,000円ということなんで、それほど大きい金額、助成金じゃないので、物すごく荒廃しちゃっていて、バックホー借りてきて伐根しなきゃいけないみたいなところは、ちょっとやりにくい。

その代わり、今回出た国の事業は、1号遊休農地のうち黄色区分なんで、もう木が生えちゃっていて、結構再生に困難という場所に対して助成するというふうに記載されておりまして、200万円未満で補助金2分の1なんで、それなりの金額が出るということですね。だけれども、持ち出しも2分の1で、相当あるので、ここまでお金をかけてもやれる場所であれば、そういったが対応できるということで、2つの事業はすみ分けてもらって、使えるものを私たちは選択するという、そういう事業制度だと思います。

議 長

そういう理解でよろしいですかね。

中畠（農政課）補佐 倉科委員、ありがとうございます。全くもっておっしゃるとおりでございます。よろしくお願いします。

議 長

5年間継続事業ですので、それぞれまた該当の地域の皆さんにはお声をかけていただきたいと思います。

国の事業、全部書類とかそういうの複雑だし、面倒くさいけれども、そういうのは農政課で全部手伝ってくれるってということだね。

中畠（農政課）補佐 書類等は、やっぱり国ですので、それなりきのものがあります。ですので、農政課とすれば、その書類の整理のほうのサポートは当然させていただきますんで、ぜひご活用いただければと思います。

議 長

ありがとうございました。

また前段でも申し上げたとおり、また農地パトロールもありますし、それぞれ気になったところへお声がけをまたしていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

田中補佐。

田中局長補佐

それでは、事務局から、本日4件事務連絡をお願いいたします。

まず1つ目ですが、農業委員会の活動の周知ですが、資料等ございませんが、農業委員会の活動について、ホームページ等で積極的にこれから周知をしていきたいと事務局のほうでは考えています。今日ご承認いただければ、6月の活動からホームページのほうに掲載をしていきたいと考えています。その際、写真等を掲載するわけですが、委員さんの顔等が若干載ることもあるかと思いますが、ご承知をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

周知活動は、そういうことで、市のホームページで農業委員会の活動を載つけて、見える化の一環としてやるということですので、またご承知おきをお願いします。顔が出る場合も想定していますので、了解してください。

よろしいですか、これも地域活動の一環。

続きまして、改選へ向けての内容について、草田補佐。

草田局長補佐

お願いいたします。

時期改選に向けて、推進委員の定数について、事務局で検討を進めています。事務局としては、現時点の現行18名を基本に考えていますが、地区によっては、担当区域の広さ、農地の点在状況、山間地、急傾斜地、遊休農地への対応などにより、現在の人数では不足していると感じている地区もあると考えられます。

そこで、各地区の実情を把握するため、現在の推進委員数について、おおむね対応できているのか、不足しているのか、また減らしても対応できるのかを確認させていただくものです。

なお、今回の確認は、単純に増員の希望を募るというものではなくて、地区の実情として、人数面で課題があるか把握するために行いたいと思っています。

いただいた意見を整理した上で、今後の定数の方針を改めて検討していきたいと思っていますので、お願いいたします。

本日、地区の農業委員さんの机の上に確認票を配付させていただいておりますので、地区の状況を踏まえてご記入いただいて、7月10日までに支所経由かファクスにより農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

続いてですが、議会との懇談会の開催について事務連絡をさせていただきます。

昨年度、松本市農林業振興条例の一部を改正する条例の施行状況の検討準

備に関して、委員の皆様にはアンケートへのご回答やブロックごとにヒアリングなどにご協力をいただきました。

今年度につきましては、関係団体での意見交換の一環として、農業委員会との意見交換を行いたいと議会事務局より提案がありました。日程については、8月の下旬から9月の中旬までの間で調整する予定で、議会のほうは、市議会の経済文教委員会の8名となります。農業委員会からは、会長をはじめとする役員6名で対応していきたいと考えておりますので、委員の皆様にはあらかじめご承知おきをいただきたいと思いますと思っています。

また、詳細な日程等決まりましたら、改めてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 今、2点連絡事項、事務局から話がありましたので、これについて何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 そういうことで、推進委員の方の人数の関係について、希望に沿えるかどうかは分かりませんが、実情を把握した中での対応を取りたいと思いますので、声がかどうかどうかは、分かりませんが、実情を知りたいという意味でお願いしたいということと、議会とのコンタクトについては、そういうことで、我々役員で対応させてもらいたいと思います。

意見書の関係、日頃の皆さんのご意見を勘案しながらコンタクトを取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の委員会の持ち方について、田中補佐お願いします。

田中局長補佐 この後の専門委員会についてですが、農業振興委員会につきましては、この会場で開催いたします。情報・研修委員会につきましては、農業委員会事務局になりますので、よろしくお願いいたします。

また、会長、それから会長代理、それから各委員会の委員長さんにつきましては、この後、打合せをしたいので、会長の前にご集合をお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
皆様のほうで、その他全体を通じて何かこの機会に発言ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 24番

議事録署名人 25番
